

# 酒販通信

令和7年(2025)  
9月25日発行

## 第692号

発行所 ■ 全国小売酒販組合中央会 〒153-8640東京都目黒区中目黒2-1-27 Tel.03(3714)0172 Fax.050(3730)1064  
発行人 ■ 全国小売酒販組合中央会代表者 吉田 精孝  
編集・制作 ■ 全国小売酒販組合中央会 Tel.03(3714)0172  
定価 ■ 100円(税込)

全国小売酒販組合中央会

【組合員の皆様へ】「FAX旬報」及び「酒政連だより」のメール配信をご希望の方は所属組合を通して中央会へお申し込み下さい。

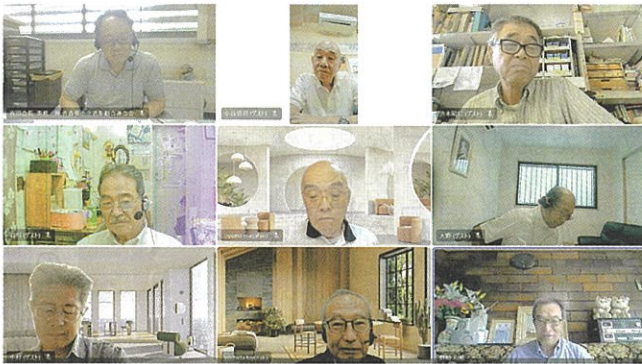
### 令和8年度 酒税制度等に関する要望書

全国小売酒販組合中央会(以下、中央会)は7月2日、18日に役員会を開催し「令和8年度酒税制度等に関する要望書(以下、要望書)」を検討、全15項目の要望を取り纏めました。

令和8年度要望書は酒類の公正取引、国民の健康に配慮した酒類の取扱い、小売酒販組合の業務拡充と加入義務化等を含む、15項目の要望事項となりました。また令和5年10月より実施の消費税インボイス制度については、経過措置として各種の特例措置が設けられています。令和8年9月に一部措置の期限を迎えることから「消費税インボイス制度における免税事業者等からの仕入に係る経過措置の延長」を新たに盛り込んだほか、

「酒類業組合法改正による小売酒販組合への加入義務化」等に関連した資料として平成元年から令和7年までの「小売酒販組合員数の推移と主な出来事(下図)」を【資料集】に追加しました。また、平成30年より要望書に記載している「酒類業組合法第92条に基づく交付金の交付実現」については、現行制度では実現が難しいものの、小売酒販組合の現状を示し、小売酒販の業務拡充や酒類小売業者の事業に対する各種補助金等の

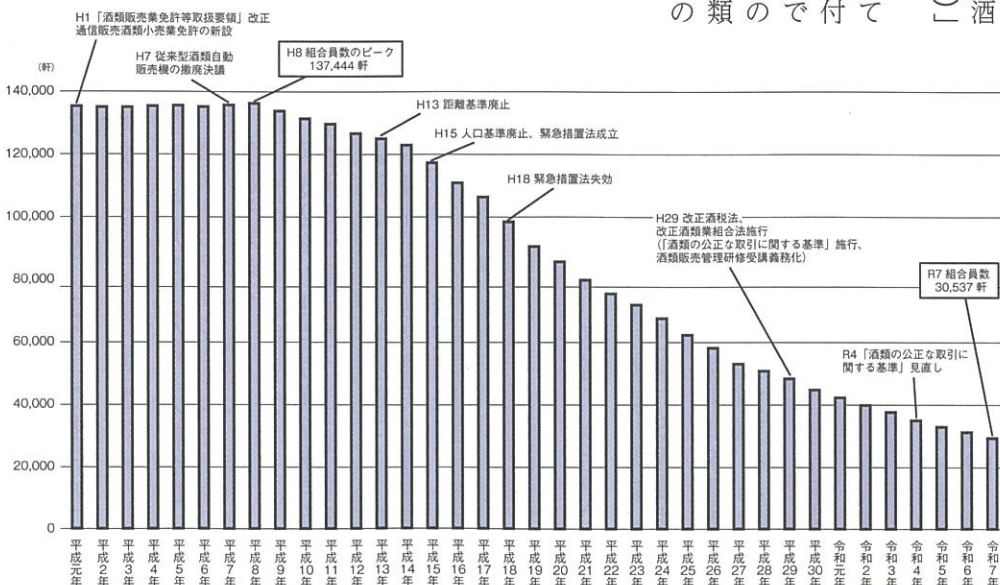
実現に繋げていくため、引き続き要望書に載せ、強く訴えていく旨が確認されました。今回取り纏められた要望書をもとに、財務省・国税庁をはじめとした関係省庁や各党議員連盟総会、各党税制改正要望ヒアリングを通じ全項目の実現に向けて取り組んでまいります。



(上) 7月2日開催役員会 (下) 7月18日開催役員会

中央会では役員会は原則ハイブリッド(会場出席とオンライン出席の併用)にて開催しています。ハイブリッド開催の方法(やり方)についてのお問合せを多くの組合よりいただいております。機材やオンライン会議システムについてご不明な点がございましたら、中央会事務局までお気軽にお問い合わせください。

小売酒販組合員数の推移と主な出来事



令和8年度 酒税制度等に  
関する要望書(概要)

特殊性を有する酒類の公正取引  
等について

第一 「酒類の公正な取引に関する  
基準」の厳格運用を求める

酒類業者が基準を遵守するとともに、行政が市場状況を把握し、必要に応じ調査・指導を行うことが実行性の確保には欠かせない。特に市場に大きな影響を与える取引を行う酒類業者が、他の酒類業者へ与える影響の実態把握と、問題が疑われる者に対する速やかな措置を要望する。さらに、酒類の価格制度の在り方について当会との意見交換を図るよう要望する。

第二 酒業界の実態を踏まえた  
「酒類に関する公正な取引のた  
めの指針」に基づく適切な調査  
・指導を求める

国税庁は「酒類に関する公正な取引のための指針（以下、指針）」を公表し、合理的な価格の設定、取引先等の公正な取扱い、公正な取引条件の設定、透明かつ合理的なリベート類等の在り方を示している。国民の健康と酒類業の健全な発展のため、基準のみならず指針に基づいた酒類に関する公

正な取引の在り方の積極的な啓発、指導、調査の実施を要望する。

国民の健康に配慮した酒類の  
取扱い等について

第三 世界的潮流や健康問題に  
鑑みた価格施策の推進を求める

世界保健機関は「アルコールの有害な使用を低減するための世界戦略」で「価格設定方針」を掲げるなど、酒類の価格問題に対し、国がリーダーシップを図り必要な対策を講じることを求めている。

また、アルコール健康障害対策関係者会議において、自治体、医療、教育等様々な観点からアルコール健康障害対策についての議論がなされているほか、令和6年2月には厚生労働省が「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」を策定・公表するなど、酒類と健康についての議論が活発化しているが価格施策については十分な検討がなされていない。アルコール健康障害対策推進基本計画（第2期）において「酒類業者には、致酔性、依存性等の酒類の特殊性を踏まえた販売価格を設定することが望まれる」とされているだけでなく、「最低価格を設定する施策および割引制限は、アルコールによる健康被害が最も大きい人々において、アルコール飲料の消費を抑制し、健康被害や医療費を低減する」とする研究結

果もあり、酒類の価格を設定する施策がアルコールによる健康被害を抑制する可能性について、さらに議論されるべきである。

世界的潮流や健康問題に鑑みた価格施策の推進を要望する。

第四 完全無人店舗における酒類  
の販売禁止を求める

酒類の適正な販売管理の確保の観点から、対面を原則とした販売方法を堅持し、デジタル技術を活用した年齢確認を実施する場合には、そのシステム等が高い精度であること、セルフレジを導入する場合においても店舗内に従業員を配置し、いつでも対応できる状態とすることは、国民の健康、安心、安全を守る観点からも非常に重要である。

酒類の販売に際しては、年齢確認の確実な実施のみならず、飲酒運転、飲酒に起因する各種の事件、事故、トラブルの防止や、アルコール依存症患者や泥酔者への酒類販売防止等の社会的要請に応える必要から、完全無人店舗における酒類の販売禁止を要望する。

第五 酒税法上の酒類に分類され  
ない微アルコール飲料の在り方  
の再検討を求める

微アルコール飲料は、現行法では「酒類」には定義されないが、体質や飲む量により「酔い」を生じさせる可能性があり、酒気帯び運転の発生の懸念や20歳未満の者

の飲酒への入り口になることも危惧される。微アルコール飲料の在り方・取扱いについて速やかに再検討いただくよう要望する。

第六 アルコールによる社会的  
コストの把握と定期的な調査の  
実施を求める

平成20年に厚生労働省科学研究班が行った調査によると、酒類の飲み過ぎによる社会的コストは年間約4兆1483億円と推計されている。この調査結果は、小売酒販組合が行う酒類販売管理研修でも活用されている。酒類販売管理者への周知やアルコール健康障害対策等を検討・実施する上で、基礎データとなるアルコールによる社会的コストを把握する意義は大きく、当該調査を定期的に実施していただくよう要望する。

酒類小売業免許の見直し等  
について

第七 一般酒類小売業免許と通信  
販売酒類小売業免許との整合性  
の確保を求める

インターネット等による酒類の通信販売では、購入に際し、身分証明書の添付等の義務付けはなく、年齢確認が十分に行われていないと言いう状況である。

酒類の特殊性を踏まえた社会的責任に充てない現行の通信販売酒類小売業免許制度について、一

般酒類小売業免許との整合性の確保がなされるよう要望する。

#### 第八 新人口基準・新距離基準の導入を求める

① 新規免許申請に対しては、地域人口や既存の酒類販売場数等の事情を勘案し、所轄税務署長の判断等により適正に配置されるよう要望する。

② 酒類小売業免許を新規に付与する際には、諸外国の制度等を参考とし、学校、図書館、病院等から一定の距離を設け、適正に配置されるよう要望する。

#### 酒類販売管理研修制度について

#### 第九 酒類販売管理研修実施団体の指定の厳格化を求める

酒類販売管理研修は、国税庁・国税局等より指定を受けた小売酒販組合等が開催をしているが、一定の要件を満たす法人や団体であれば、酒類販売管理研修実施団体の指定を受けることができる状況である。指定に際しては、適切に酒類販売管理研修を開催できる法人、団体であることはもちろん、指定後においてもその研修内容、開催状況等を定期的に確認し、問題がある場合には是正を求めるなど、酒類販売管理研修の重要性を鑑みた厳正な対応を要望する。

また、酒類販売管理研修の講師

の質の向上についても、その方法等を検討いただくよう要望する。

#### 第十 酒類販売管理研修未受講者に対する措置を求める

酒類販売管理研修の受講義務化以降、受講率は大きく改善したが、未だ受講をしていない者に対しては、速やかに催告等の措置を実施していただくよう要望する。

#### 小売酒販組合の業務拡充と加入義務化等について

#### 第十一 小売酒販組合の業務拡充を求める

酒類小売業者には「酒類の販売数量等報告書」等の各種申告・届出、公正取引ルールの遵守、酒類販売管理研修の定期受講等が義務付けられている。これらの実施状況を調査、確認するのは主に税務署の酒類指導官だが、酒類指導官の設置税務署は全国524署のうち82署であり、十分な人員が確保されているとは言い難い。

小売酒販組合は原則、税務署管内ごとに組織され、行政と酒類小売業者の間に立った様々な活動を行っている。これら小売酒販組合に蓄積された経験や知識の活用により、行政職員の不足を補い、ひいては酒類の販売環境の整備に貢献できるものと考えられる。酒類行政について、小売酒販組合を活用いただくよう要望する。酒類販売管

理協力員」についても小売酒販組合を活用いただくよう要望する。

#### 第十二 酒類業組合法改正による小売酒販組合への加入義務化を求める

小売酒販組合は「20歳未満飲酒防止・飲酒運転撲滅全国統一キャンペーン」の開催等、業界団体としての社会的責任を果たしている。その活動を支えるのは、地域に根差した約3万軒の組合員であるが、免許の規制緩和以降、酒類小売業者の業態は多様化し、新規免許者の加入は進んでいない。

国税庁には、当会が要望し、平成26年6月に全会一致で採択された国会請願に基づき、積極的に小売酒販組合の組織率の向上策の検討・実施をしていただくよう要望する。すべての酒類小売業者が求められる社会的責務に対応し、ひいては酒類業並びに地域社会の発展に寄与するため、酒類業組合法の改正による小売酒販組合への加入義務化を要望する。

#### 第十三 酒類業組合法第92条に基づく交付金の交付実現を求める

酒類業組合法第92条は「国は、酒類業組合等に対し、その事務に必要な使用人の給与、帳簿書類の購入費、事務所の使用料、その他欠くことのできない事務費を補うため、予算の範囲内において、交付金を交付することができる」としている。酒類業組合法で規定さ

れた事業並びに社会的責務に対応した社会貢献活動を行っていくため、酒類業組合法第92条に基づく交付金の交付を要望する。

#### 第十四 被災酒類に係る酒税還付手続きの簡素合理化を求める

酒税還付に係る手続きを簡素化し、被災場所の所轄税務署長が、その数量等を確認した場合には、当該酒類小売業者に酒税相当額を直接還付することができ措置を講じていただくよう要望する。

また、被災者は「被災酒類等確認書交付申請書」を災害のやんだ日から1月以内に被災場所の所轄税務署長に提出し、確認書の交付を受ける必要があるが、やむを得ない事情がある場合については、申請期限を延長するなど、弾力的な運用を要望する。

#### 消費税インボイス制度の経過措置の延長について

#### 第十五 消費税インボイス制度における免税事業者等からの仕入に係る経過措置の延長を求める

① 令和8年9月までとする8割の仕入税額控除期間の大幅な延長を求める。

② 小規模事業者に係る税額控除に係る経過措置（2割特例）について、令和8年9月までとする期限の延長を求める。

参議院議員 比例代表 (全国区)

# 有村治子 議員 5期目の当選！



6月の酒政連総会で皆さまにハチマキを巻いてガンバローコールをして頂きましたこと、本当に心強く、有難かったです。

歴史的な逆風の中で、議席をお預かりさせて頂く意味をかみしめます。母の実家が造り酒屋というご縁もあり、お酒の応援団としてお酒の販売に向けた様々な取り組みを、皆さまと共に歩ませて頂きます。引き続きどうぞ宜しくお願い申し上げます。

自由民主党にとって逆風とも言える状況の中、行われた17日間の選挙戦では、吉田酒政連会長、中村酒販選対本部長（富山県支部長）を中心に、酒政連役員、都道府県支部長による支援を広げる積極的な活動が行われました。投票日には、吉田会長、中村選対本部長が都内の選挙事務所に参加。翌21日の朝、複数の報道機関が「当確」としたことを確認し、集まった支援者による万歳三唱が行われました。

有村議員は、支援者へ感謝を述べるとともに「非常に厳しい戦いでしたが、5期目の議席をお預かりさせて頂いたことに感謝の想いを胸に、議席をお預かりさせて頂く意味を噛み締めます。万感の想いを原動力にして国家国民にお仕えし、真摯に国政に臨んでまいります」と挨拶しました。

また小売酒販組合の組合員へ向けて次のコメントをいただきました。

7月3日公示、20日投票が行われた第27回参議院議員通常選挙比例代表(全国区)において、全国小売酒販政治連盟が推薦する有村治子(ありむら・はるこ)参議院議員が、166,025票(自民党9位)を獲得し、5期目の当選を果たしました。

有村治子議員 都道府県別得票数(個人名)

		(票)	
北海道	5,135	滋賀県	12,621
青森県	7,951	京都府	2,633
岩手県	2,090	大阪府	4,391
宮城県	4,117	兵庫県	4,173
秋田県	2,337	奈良県	1,562
山形県	1,001	和歌山県	978
福島県	1,263	鳥取県	651
茨城県	3,958	島根県	1,236
栃木県	4,160	岡山県	1,701
群馬県	2,398	広島県	2,379
埼玉県	7,154	山口県	2,500
千葉県	7,646	徳島県	1,048
東京都	15,132	香川県	665
神奈川県	8,896	愛媛県	1,300
新潟県	3,551	高知県	430
富山県	2,167	福岡県	9,134
石川県	3,645	佐賀県	2,008
福井県	2,406	長崎県	2,424
山梨県	627	熊本県	3,709
長野県	1,627	大分県	4,704
岐阜県	3,078	宮崎県	2,415
静岡県	3,453	鹿児島県	2,156
愛知県	4,424	沖縄県	1,414
三重県	1,577	合計	166,025

「第27回参議院議員通常選挙結果調(総務省自治行政局選挙部)」資料をもとに作成

## コラム 潮流



### 小売店におけるデジタル技術活用について

中央会では令和6年より「酒税制度等に関する要望書」において「完全無人店舗における酒類の販売禁止」を盛り込み関係各所へ要望を行ってまいりました。酒類小売販売場においては、販売場に酒類販売管理者を選任する必要があること、販売者には年齢確認のみならず、様々な社会的要請に応える対応が求められており、いつでも従業員が対応できる状態である必要から盛り込まれた要望となります。



他方、小売業においては、人手不足を解消する有効な手段として、日々進化するデジタル技術を活用した様々な試みが行われており、そのような店舗は拡大しているようです。

今年6月、都内に「3Dアバターによる遠隔接客」や負荷の大きい飲料品の品出しを24時間行う「飲料陳列ロボ」、AIカメラにより来店客の行動にあわせ商品をお勧めする「AIサイネージ」など数多くのデジタル技術を導入したコンビニエンスストアがオープンしました。また、同店の近くには令和4年より購入から退店まで消費者一人ですべて完結する駅ナカコンビニもあります。現時点ではいずれもバックヤードを含む店舗内のどこかに従業員がおり、対応ができるようになっています。



従業員がいることで、自転車を含む飲酒運転や泥酔者等による様々なトラブルを未然に防いだり、店舗や地域の安心・安全にもつながっていますが、将来的にはデジタル技術がさらに向上し、より進化した店舗が出現するかもしれません。

※この記事の画像は生成AIで作成しており、実際の店舗ではありません。

歳暮期に向けて全酒協酒券の拡販にご協力をお願い致します！

※全酒協は、社会貢献活動として、ビール共通券・清酒券の売上の一部を日本赤十字社へ活動資金として寄付し、また、昨年1月に起きました能登半島地震の被災者に対しても、売上の一部を災害復興支援金として寄付致します。



お歳暮（店置き・宅配）ギフト・おせちの拡販にご協力をお願いします。

年末に向けて本格的にお歳暮シーズンとなります。今回も「店置きギフト」は、コーヒー、調味料、飲料、お菓子など。「宅配ギフト」は、老舗・名店のグルメとお菓子、産直品、ハムなど売れ筋商品を取り揃えています。また、「おせち」については、定番のお重からお肉尽くし、オードブルの商品などをご用意しております。詳しくはカタログ・チラシをご確認いただき、是非、お取扱いいただきますよう宜しくお願いいたします。

PB清酒「えびす寿」キャンペーンのご案内

年末年始に向けて“美味しいお酒”を楽しむ機会も増えてくると思います。

本年もPB清酒「えびす寿」の年末特別キャンペーンを実施しますので、是非この機会にお試しいただき、拡販のご協力宜しくお願いいたします。

【実施期間】

令和7年11月4日（火）～12月1日（月）

①全酒協受注分まで

【対象商品】 清酒えびす寿・各1,800ml/720ml  
「特別本醸造」・「特別純米酒」・「純米吟醸酒」

ホームページリニューアルのお知らせ

8月より全酒協/酒販会館 恵比寿寮ホームページをリニューアルいたしました。今回のリニューアルでは、組合員や利用者の皆様にとって、より情報が探しやすいよう構成やデザインを全面的に刷新し、スマートフォンやタブレット端末からも閲覧しやすいホームページとなっておりますのでぜひご覧ください。また、よくあるご質問やプライベートブランドの紹介、組合員向けの共通書式のひな型がダウンロード可能なページ等を追加いたしました。今後とも最新の情報を発信してまいります。



全酒協ホームページ

<https://www.zensyukyo.or.jp>



酒販会館 恵比寿寮ホームページ

<https://www.zensyukyo.or.jp/ebisuryo>




酒販共済 年間掛金…1口 2,000円 最高加入限度…40口(年間掛金 80,000円)

### 火災共済


火災等

**火災**



最高保障額  
**4400万円** (臨時費用を含む)  
【40口加入の場合】


**爆発**



最高保障額  
**400万円**  
【40口加入の場合】


風水害等

**風水害・雪害**



最高保障額  
**400万円**  
【40口加入の場合】

**落雷**



最高保障額  
**24万円**  
【40口加入の場合】

### 災害見舞金

**地震**



最高支給額  
**10万円**  
【20口以上加入の場合】

**車両飛込み**



最高支給額  
**8万円**  
【40口加入の場合】

### 生命共済

**死亡**



最高保障額  
普通死亡……………12万円  
火災・交通事故死亡……………100万円  
(被共済者の同一世帯の配偶者と子供を含む) 【40口加入の場合】

**火災・交通事故入院**



最高保障額  
火災・交通事故入院見舞金……………12万円  
(被共済者の同一世帯の配偶者と子供を含む) 【40口加入の場合】

大規模風水害に備え、さらにプラスできます

### 風水害特約共済

酒販共済と同口数での加入となります

**風水害・雪害**



最高保障額  
**1000万円**  
【40口加入の場合】

**年間掛金**  
**1口 500円**

(損害額が100万円未満あるいは床下浸水または地盤面から45cm未満の浸水被害の場合は免責となります)

詳しくは、酒販共済リーフレットをご参照ください。

☆お申込み お問い合わせは、各地の組合または全国酒販生活協同組合

東京都目黒区中目黒2-1-27 03-3714-0175

## “加入の申込そびれ・共済金の請求漏れ”はございませんか？

●酒販共済はいつでも加入できます。年度の中途加入は、共済契約が成立した場合、共済加入申込書と掛金を組合に提出した翌日から保障が開始し、その年度の末日(3月31日)までが保障対象期間となります。本来の共済期間は4月1日から翌年3月31日ですので、継続契約ご希望の方は年度末前に所属組合で継続手続きを完了してください。

### 月割掛金表

契約期間	1口あたりの掛金	契約期間	1口あたりの掛金
12ヶ月(4/1~3/31)	2,000円	6ヶ月(10/1~3/31)	1,400円
11ヶ月(5/1~3/31)	1,900円	5ヶ月(11/1~3/31)	1,300円
10ヶ月(6/1~3/31)	1,800円	4ヶ月(12/1~3/31)	1,100円
9ヶ月(7/1~3/31)	1,700円	3ヶ月(1/1~3/31)	900円
8ヶ月(8/1~3/31)	1,600円	2ヶ月(2/1~3/31)	700円
7ヶ月(9/1~3/31)	1,500円	1ヶ月(3/1~3/31)	500円

(風水害特約共済の月割掛金等の詳細はホームページをご覧ください。)

●風水害等(暴風雨、突風、台風、高潮、洪水、なが雨、豪雨、落雷、雪崩、降雪、降ひょう)により、建物や家財に6万円以上の損害又は家屋等が浸水被害にあった場合に共済金のお支払い対象となります。例えば、河川が氾濫して玄関や店舗の一部が浸水した場合にも該当します。(酒販共済は火災・風水害・生命・災害見舞金からなる総合共済です)

※共済金等の請求権は、請求事実が発生してから3年を経過しますと時効により消滅します。

※風水害のご請求には添付書類として「り災証明書・写真・見積書」を提出ください(内閣府発表の災害救助法が適用された場合は「り災証明書」の提出を省略できます)。

組合員の皆様へ

氏名や住所に変更が生じた場合には、至急、所属の組合または全国酒販生活協同組合までご連絡ください。

# 着実に増やせる資産形成 + あとから選べる柔軟な保障

「生きる」を創る。  
**Aflac**

資産形成と保障のハイブリッド



元本割れ  
しません\*

## 将来の不安を解消するための2つの特長

**増やす**

### 将来に向けた資金を確実に“増やす”\*

保険料払込期間満了後に解約した場合、解約払戻金は累計払込保険料より多く受け取れます（下記〈参考〉をご覧ください）

\*保険料払込期間中に解約した場合、解約払戻金額は既払込保険料を下回ります。

**選んで備える**

### 将来、介護・死亡・医療 ・年金の保障を “選んで備える”

加入時に決める必要はなく、自身に必要な保障を将来選ぶことができます

・コース変更時における保障額が所定の金額を下回る場合などには、ご希望のコースへの変更を取り扱えない場合があります。

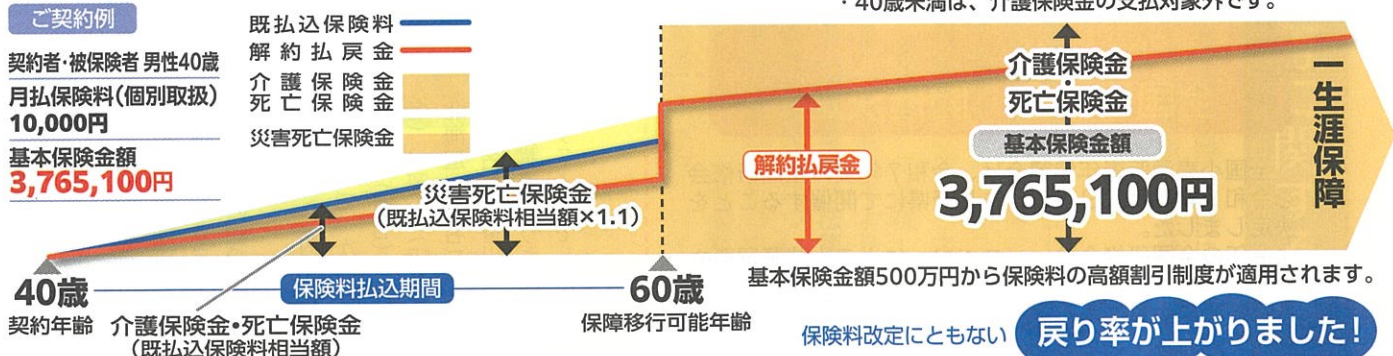
## さらに より多くのお客様にお届けするために

**告知不要**

### 健康状態や職業を告知する必要はありません

※今までに公的介護保険制度にもとづく要支援・要介護の認定を受けたことがある、または、申請中である場合は、お申込みいただけません。

イメージ図 「介護保障・死亡保障」をそのまま継続した場合 ●保険期間：終身 ●保険料払込期間：60歳払済 ●保障移行可能年齢：60歳  
・40歳未満は、介護保険金の支払対象外です。



〈参考〉

### 増やす 保険金額・戻り率 (例)

保険料払込期間：60歳払済 / 保障移行可能：60歳 / 個別取扱

男性		月払保険料 10,000円			
契約日の満年齢	基本保険金額	累計払込保険料	60歳時点(*)		
			解約払戻金額	戻り率	
40歳	3,765,100円	2,400,000円	2,693,658円	112.2%	

女性		月払保険料 10,000円			
契約日の満年齢	基本保険金額	累計払込保険料	60歳時点(*)		
			解約払戻金額	戻り率	
40歳	3,901,700円	2,400,000円	2,683,874円	111.8%	

(\*)契約応当日当日の金額を表示しています。契約応当日前日までに解約した場合、解約払戻金は表示額より少なくなります。●記載の保障内容・保険料等は、契約日が2025年9月2日以降の保険契約に適用となります。戻り率はご契約内容などによって異なります。

— 商品の詳細は「契約概要」等をご確認ください —

資料のご請求はお気軽に

**0120-4888-42** AM9:00~PM5:00 (月~金)

資料請求いただいたお客様の個人情報の当代理店における利用目的は、アフラックの各種商品やサービスの案内・提供・維持管理となります。

お問合せ先

**全国酒販生活協同組合担当 募集代理店 株式会社 川口**

〒153-0061 東京都目黒区中目黒2-1-27 全国酒販生活協同組合内

TEL: 03-3714-0292 FAX: 03-3710-8230

E-mail kawaguchi555@ak.wakwak.com

引受保険会社

**Aflac** アフラック

東京第一総合支社

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル TEL: 03-6757-2603

アフラックホームページアドレス <https://www.aflac.co.jp/>

AF365-2025-0172 8月21日(270821)

● 酒類販売管理研修受講者専用ページ開設のお知らせ

中央会では、8月下旬より「令和7年度版 酒類販売管理研修テキスト（以下、新テキスト）」の販売を開始いたしました。

新テキストは、資料等の差替えを50ページ程行ったほか、小売酒販組合ならではの研修がしたい、研修終了後も法令等に関する最新情報が知りたいという、研修講師や受講者のご要望にお応えし、中央会ホームページ内に小売酒販組合の酒類販売管理研修「受講者専用ページ」を設け、3年後に研修を受講するまでの間、必要な時に情報が得られる特典を付加しました。

法令や地理的表示の指定状況、酒類販売管理者標識のひな形、「お酒コーナーパネル」等の法定啓発表示データ、さらに国税庁作成の20歳未満飲酒防止に関するポスター等を掲載しています。受講者に「選ばれる研修」の一助としてぜひご利用ください。

■ アクセス方法  
 ① 令和7年度版テキストに記載のURLまたはQRコードより「酒類販売管理研修受講者専用ページ」へアクセス  
 ② テキストに記載のパスワードを入力



研修受講者専用ページを  
ちよっとのぞき見



研修終了後も  
役立つ情報を  
PC、スマホから！

お酒コーナー  
20歳以上の  
年齢である  
ことを確認  
できない  
場合は、  
酒類を販売  
しません

酒類販売管理者標識	
販売場の名称及び所在地	
酒類販売管理者の氏名	
酒類販売管理研修受講年月日	
次回研修の受講期限	
研修実施団体名	



お酒コーナー  
20歳以上の  
年齢である  
ことを確認  
できない  
場合は、  
酒類を販売  
しません

酒類販売管理者のための様々なコンテンツを  
今後も随時掲載予定です。

- 左) イベントなどの際にお好みの色を印刷し使える「お酒コーナーパネル」
- 中) 酒類販売管理者の標識 (PDF, Excel)
- 右) 世界の酒類地図

青年会よりお知らせ

全国研修会 開催決定！

全国小売酒販青年協議会は、令和7年度の全国研修会を令和7年10月12日（日）に長野県にて開催することを決定しました。

今年の全国研修会は、バスツアーによる小諸蒸留所やシャトー・メルシャンの椀子ワイナリーの見学、その後各地の青年会員による意見交換会と懇親会を開催する予定です。

当日の様子は、次号の「酒販通信」でご報告いたします。



● 酒類販売管理研修 eラーニング研修レポート

全国小売酒販組合中央会が実施する酒類販売管理研修（eラーニング研修）の令和7年4月1日～8月31日（152日間）の総受講者数は、1037名でした。

そのうち、約50%が東京の受講者（492名）で、次いで大阪（112名）、神奈川（81名）、茨城（74名）、長野（80名）、岡山（57名）、長崎（97名）、北海道（31名）、富山（2名）、島根（4名）、香川（6名）となります。受講者のうち組合員は63名、非組合員974名でした。

中国・四国・近畿ブロック勉強会開催報告

9月7日、中国・四国・近畿ブロック勉強会が開催され、同地域のほか、東京、石川、鹿児島青年会員等60名が「大阪・関西万博会場」に集結。全員で日本館を見学、その後は各自で各国パビリオンをまわり、サントリーレストラン水空にて懇親会を実施しました。



日本館で日本の技術力を見学



懇親会で挨拶する  
全酒青 永田会長



大会旗が大阪 中島会長から  
広島 大塚会長へ引き継がれました